

福祉用具貸与の例外給付についてのお願い

関市役所高齢福祉課

介護保険では、要支援1・2及び要介護1の者について、車いす及び車いす付属品と移動用リフトは原則として保険給付の対象外となっています。

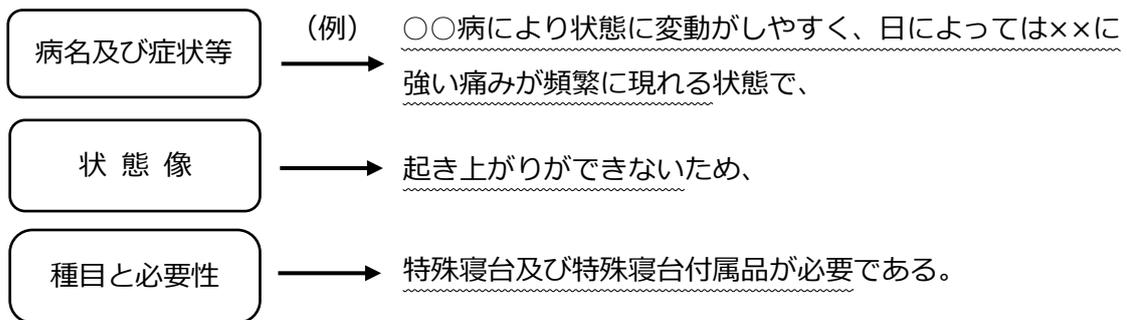
要支援1・2及び要介護1の者が【表1】の状態像であるために対象外種目を必要とする場合、主治医の所見がわかるものを市へ提出し、確認を受ける必要があります。医師の「医学的所見」によって、使用が想定される状態像であると判断されることが必要であるため、ケアマネジャーから医学的所見について照会された際には、以下の点をご確認いただきご協力をお願いいたします。

【表1】対象外種目の使用が想定される状態像

| 対象外種目 | 使用が想定される状態像 |
|-------------|-----------------------------|
| 車いす及び車いす付属品 | 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者 |
| 移動用リフト | 生活環境において段差の解消が必要と認められる者 |

1. 主治医意見書・診断書・相談票等の内容について

※以下の3つの内容が記入されている必要があります。



2. 主治医意見書・診断書・相談票等の記載方法について

パソコンを使つての打ち込み等、直筆以外の方法でも構いませんが、記入日と主治医氏名を記載していただきますようお願いいたします（主治医氏名が直筆でない場合は押印をお願いいたします）。